

## 平成30年度グリーン購入法基本方針説明会資料

# 環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課



# 本日の説明の内容

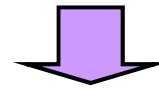
1. グリーン購入法の概要
2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

# 1. グリーン購入法の概要

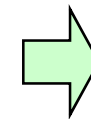
## グリーン購入法の概要（法の目的）

### 目的（法第1条）

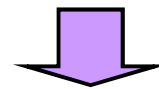
環境負荷の低減に資する物品・役務  
（環境物品等）について、



国等の公的部門における調達の推進  
環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等  
への需要の  
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が  
可能な社会の構築

# グリーン購入法の概要 (責務、基本方針、調達方針等)

## 国及び独立行政法人等

### 責務 (法第3条)

- 国等の機関による環境物品等の選択
  - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
  - ➡ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定 (法第6条)  
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

重点的に調達を推進すべき環境物品の種類 (特定調達品目)  
判断の基準及び基準を満たす物品等 (特定調達物品等) の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表 (法第7条)
- ➡ 調達方針に基づき調達を推進
- ➡ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知 (法第8条)

(取組が不十分な場合)  
環境大臣が各大臣等に  
必要な要請 (法第9条)

# グリーン購入法の概要 (地方公共団体等の責務等)

## 地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- ◆ 調達方針の作成
  - ▶ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ◆ 調達方針に基づき調達を推進

## 事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

## グリーン購入法の概要（調達時の配慮、情報提供等）

### 調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

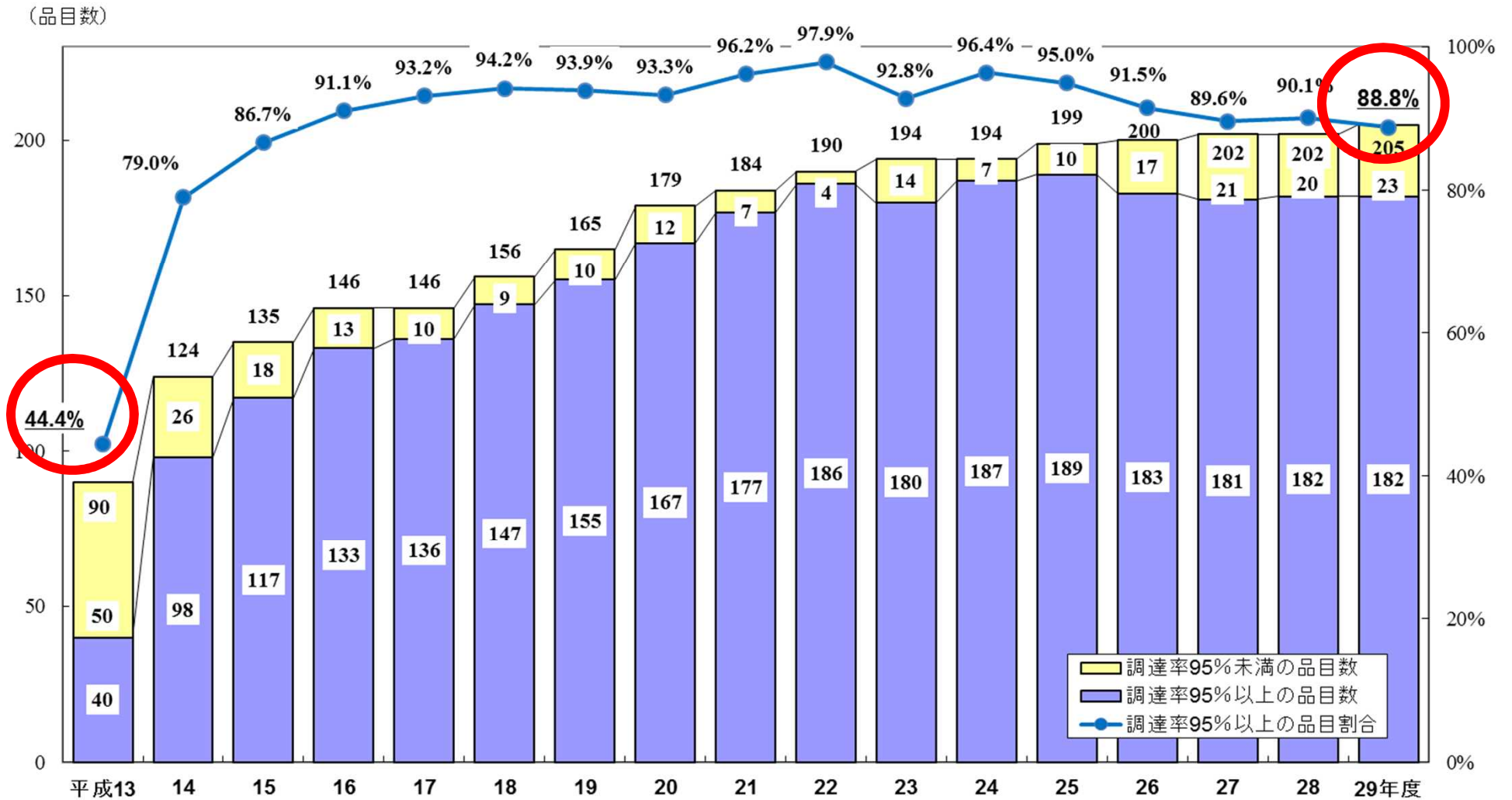
### 情報の提供（法第12条、13条）

事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供  
環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

### 情報の整理等（法第14条、附則2項）

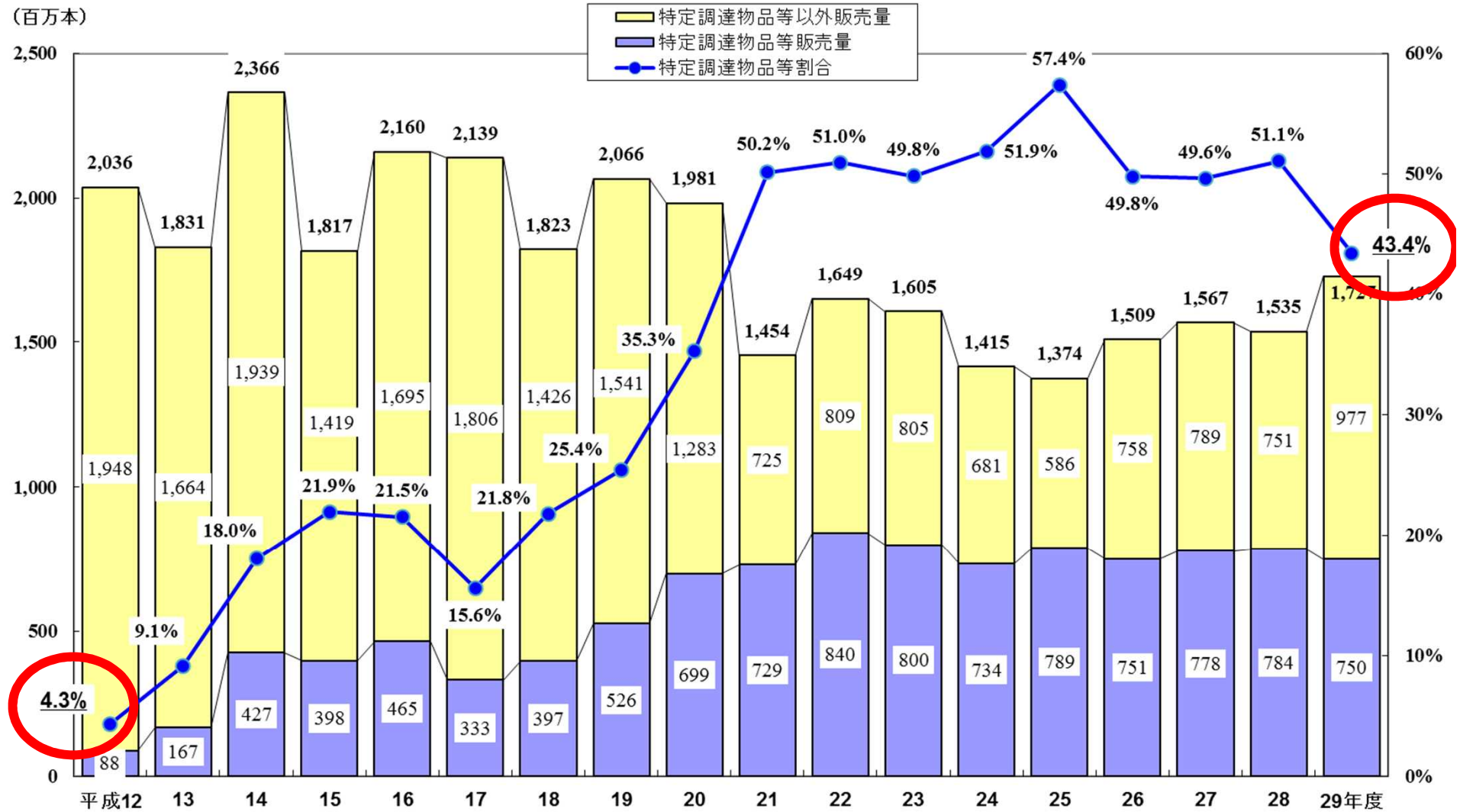
国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供  
政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

# 国等の機関の調達実績の推移

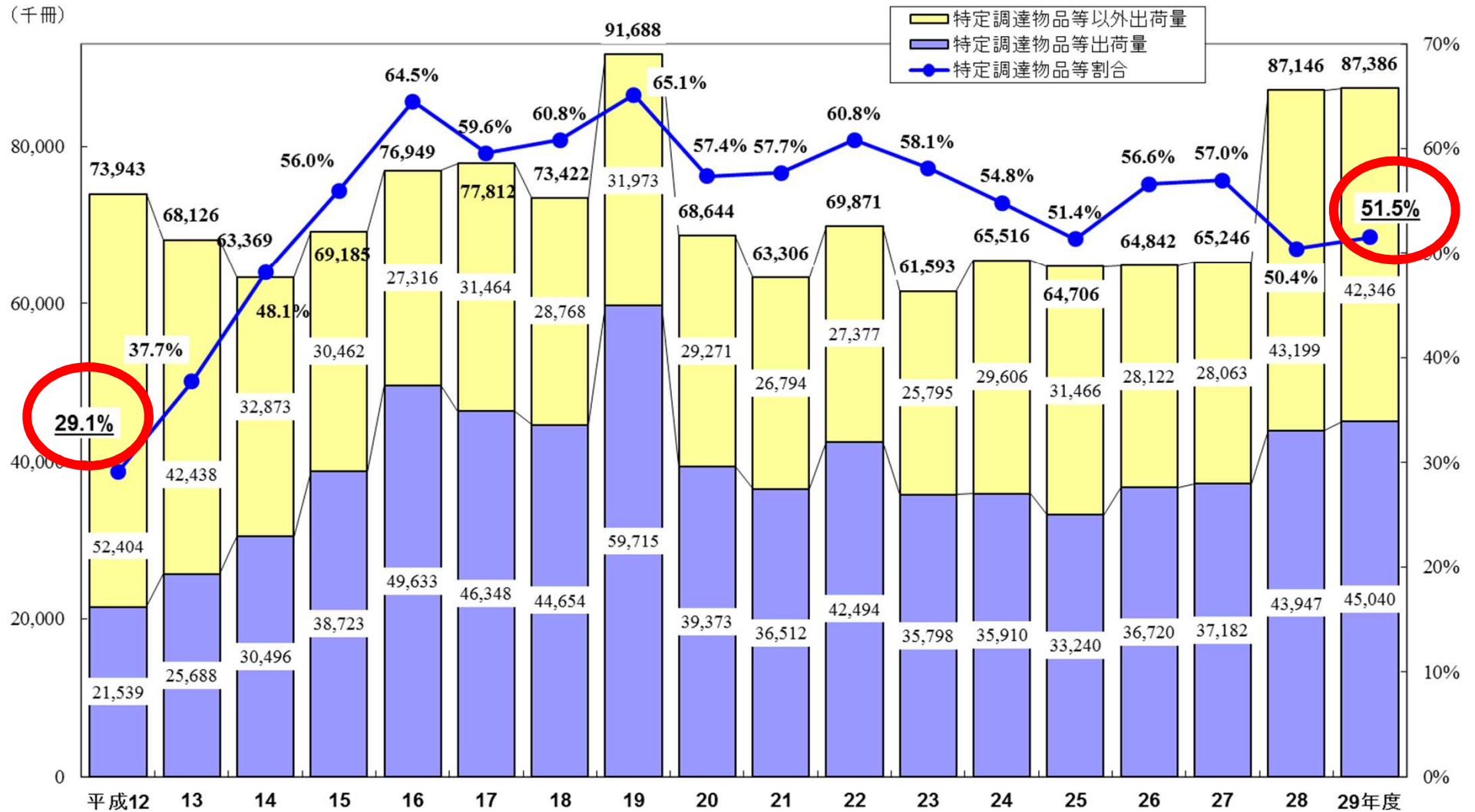




# 特定調達物品の国内販売量及び割合（シャープペンシル替芯）



# 特定調達物品の国内出荷量及び割合（プラ製ファイル）



# 判断の基準と配慮事項

## 判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
  - ➔ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
  - ➔ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 ➡ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
  - ➔ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

- より高い環境性能を示すものとして
- 最低限満たすべきものとして

- 「基準値1」
- 「基準値2」

## 配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
  - ➔ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

## 「基準値 1」「基準値 2」の設定に伴う改定

### 2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

#### (1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定（略）

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては（中略）確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値を設定する。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つ（中略）できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。なお、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値 1」を、最低限満たすべきものとして「基準値 2」を設定する。各機関において、可能な限り「基準値 1」による調達を推進するものとし、早期に「基準値 2」から「基準値 1」による調達への移行が期待される。

判断の基準	「国等による環境物品等の調達に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

## 2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

政策課題への対応

基本方針の改定への反映

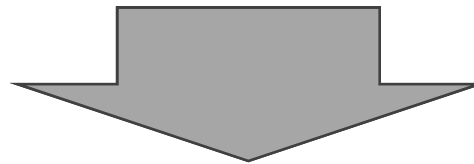
その他の判断の基準等の見直し品目

## 特定調達品目に係る判断の基準等の見直し

---

---

1品目を特定調達品目に追加  
24品目の判断の基準等の見直し



21分野276品目

## 政策課題への対応

### 基本方針の改定への反映

- a. 重点戦略品目による気候変動対策への寄与
- b. 印刷機能等提供業務（役務）の新規追加
- c. 食堂・小売業務・会議運営（役務）に係る判断の基準等の見直し

### その他の判断の基準等の見直し品目



## ■ SDGsのターゲットの達成、ゴールへの到達に向けた寄与

### ➡ SDGsのターゲットの達成に向けた仕組みづくり

#### ○ 複数の課題解決に寄与し、相乗効果を発揮する仕掛けづくり

- ▶ 気候変動対策及び循環経済の構築に対して同時に寄与する品目（再エネの導入・省エネの推進、気候変動対策、循環型社会の構築等）の選定及び判断の基準等の検討及び設定
- ▶ 持続可能性を含め生物多様性、森林等の環境保全に資する品目の選定及び判断の基準等の検討及び設定
- ▶ 環境・経済・社会の統合的向上を図る施策間及び主体間相互の連携の促進に資する品目及び判断の基準等の検討
- ▶ 我が国の低炭素技術、3R等資源循環技術等の環境技術の国際展開による国際協力・貢献の推進（国際整合性の確保等）

#### ○ 事業者によるSDGsの取組支援

- ▶ グリーン購入法の特定調達品目に係る判断の基準等とSDGsのターゲットとの関係の明示
- ▶ 環境物品等の製造・販売等による事業者のSDGsへの貢献

- SDGsに取り組む製造・販売事業者等の様々なアプローチの支援
- SDGs実施指針、第5次環境基本計画の策定を踏まえた対応

## 重点戦略品目の選定及び調達による気候変動対策への寄与

### より高い環境性能に基づく製品等の調達の仕組みづくり

#### ○ 温室効果ガスの排出抑制につながる品目の選定及び基準の設定

- ▶ 「**重点戦略品目**」の選定及びより高い環境性能の基準の活用による判断の基準の強化（エネルギー消費効率、消費電力量等）

#### ○ より高い環境性能に基づく基準を基本方針に盛り込む

- ▶ 「**基準値1（より高い環境性能の基準）**」及び「**基準値2（従前レベルの基準）**」の2段階の判断の基準の設定
- ▶ 当面は、各機関においてレベル別の調達実績の取りまとめ及び公表を依頼。調達方針におけるレベル別の調達目標の設定は今後の状況を踏まえ判断

- 重点戦略品目の選定による環境負荷低減効果（CO<sub>2</sub>排出削減効果）の試算、直接的な温室効果ガス排出削減【**調達側へのアピール、政府実行計画への寄与、調達実績の公表による取組の可視化**】
- 2段階の判断の基準の設定による目指すべき水準の提示及び継続的な基準の引き上げによる好循環の構築【**供給側へのインセンティブ**】
- より高い環境性能の基準の設定に当たってはプレミアム基準の考え方を参考

- 資源循環サービスを中心とした新たな品目の追加・基準の見直し等による循環経済への寄与
  - ➡ 循環経済への移行に向けた市場の牽引・イノベーションの促進
    - 資源循環型サービスを中心とした新たな品目の追加等
      - ▶ 資源循環型サービス、物品の購入からサービスの調達に転換可能な品目の選定・追加及び判断の基準等の見直し
    - 循環経済を後押しする仕組み・基準の織り込み等
      - ▶ ライフサイクル全体における資源循環の最適化を図るための判断の基準等の設定（上流工程における環境配慮設計等の取組）
      - ▶ サービサイジング、シェアリング、メンテナンス、リマニファクチャリング等のビジネスモデルの普及促進の後押し
      - ▶ 入口（資源消費）と出口（最終処分）を極力抑制し、2Rや高資源効率等を促進するための判断の基準等の検討及び設定
      - ▶ 使用済み製品等の回収・安定的な再使用・再生利用システムの構築、需給マッチング等を促進するための判断の基準等の設定

- グリーン購入法への実装可能性の検討及び対応、各種リサイクル法との連携の確保及び施策の相乗効果の発揮
- 第4次循環基本計画の策定・施策内容等を踏まえた対応

## ■ 第4次循環基本計画の策定を踏まえたグリーン購入法における対応

### ➡ 第4次循環基本計画におけるプラスチックに係る国の取組

- プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）の策定及び当該戦略に基づく施策の推進
- 具体的な施策（総合的に推進）



使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減

未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用

バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等

- 海洋ごみ問題をはじめ、プラスチックを取り巻く、世界的な課題に対して、**政府として率先的な取組**が求められている

- ➡ **ワンウェイの容器包装・製品等の削減、再生プラスチックの利用促進、焼却せざるを得ないプラスチックのバイオプラスチック化等**

## 政策課題への対応

### 基本方針の改定への反映

- a. 重点戦略品目による気候変動対策への寄与
- b. 印刷機能等提供業務（役務）の新規追加
- c. 食堂・小売業務・会議運営（役務）に係る判断の基準等の見直し

### その他の判断の基準等の見直し品目

## 重点戦略品目の選定 (1/2)

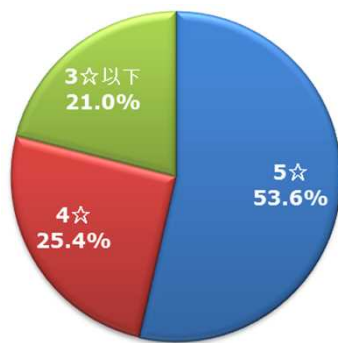
### ■ 検討を実施した重点戦略品目候補

#### 重点戦略品目候補及び選定理由 【プレミアム基準の対象選定の考え方】

##### ➡ 省エネ法の多段階評価基準の対象機器

##### ○ 電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、エアコンディショナー

- ▶ 調達量又は販売量が多くCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれること
- ▶ 地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれること
- ▶ 省エネ等に係る技術により一層のCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれること
- ▶ 「COOL CHOICE 5つ星家電買換えキャンペーン」を実施中



冷蔵庫の多段階評価  
(平成31年1月現在)

- 上記の多段階評価基準の対象品目のうち、電気冷蔵庫等3品目及び省エネ法の対象である業務用エアコンについて2段階の判断の基準を設定
- 2段階の判断の基準の設定品目は今後拡充予定



## 電気冷蔵庫等に係る2段階の判断の基準

品 目	判断の基準等
<p>電気冷蔵庫</p> <p>電気冷凍庫</p> <p>電気冷凍冷蔵庫</p>	<p>【判断の基準】</p> <p><b>電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫</b>にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア．<b>基準値1</b>は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>イ．<b>基準値2</b>は、基準エネルギー消費効率に<math>100/86</math>を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値。</p> <p><b>電気冷凍庫</b>にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア．<b>基準値1</b>は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>イ．<b>基準値2</b>は、基準エネルギー消費効率に<math>100/90</math>を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値。</p> <p>冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>

- 判断の基準 は、電気冷蔵庫及び電気冷蔵冷凍庫の省エネに係る判断の基準
- 判断の基準 は、電気冷凍庫の省エネに係る判断の基準
- それぞれ「**基準値1**」は省エネ法の多段階評価の5 の**基準値**（より高い環境性能の基準）、「**基準値2**」は省エネ法の多段階評価の4 の**基準値**（従前の判断の基準）

## 家庭用エアコンディショナーに係る判断の基準

品 目	判断の基準等
エアコンディショナー	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>家庭用品品質表示法施行令別表第3号(一)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>上記 以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた以下の数値を下回らないこと。</p>



## 業務用エアコンディショナーに係る2段階の判断の基準

品 目	判断の基準等
エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p><b>業務の用に供するエアコンディショナー</b>については、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。</p> <p>ア．<b>基準値1</b>は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>イ．<b>基準値2</b>は、基準エネルギー消費効率に<math>88/100</math>を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値。</p> <p>冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>

- ▶ 判断の基準 は、業務用エアコンディショナーの省エネに係る判断の基準
- ▶ 「**基準値1**」は省エネ法のトップランナー基準値（より高い環境性能の基準）、「**基準値2**」は、業務用エアコンディショナーの省エネ法の多段階評価の4 に相当する基準値（従前の判断の基準）

## 重点戦略品目の選定（2/2）

### ■ 検討を実施した重点戦略品目候補

#### 重点戦略品目候補及び選定理由【プレミアム基準の対象選定の考え方】

- ➔ 国等の機関の調達量の大幅な増加、地方・民間部門への一層の波及、大幅なCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれる品目

#### ○ LED照明器具

- ▶ 調達量又は販売量が多くCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれること
- ▶ 地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれること
- ▶ 技術開発や普及進展に伴い大幅なCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれること
- ▶ 政府実行計画においてLED照明の導入推進が図られていること

#### LED照明器具について2段階の判断の基準を設定【基準値1は次のいずれか】

- 現行の判断の基準（基準値2）の1.2倍以上のエネルギー消費効率の照明器具
- 現行の判断の基準（基準値2）を満たすとともに、省エネルギー効果の高い機能（配慮事項）を有する照明器具

## LED照明器具に係る2段階の判断の基準

品 目	判断の基準等
LED照明器具	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．<b>基準値1</b>は、固有エネルギー消費効率が<b>表1 - 1</b>に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が<b>表1 - 2</b>に示された基準を満たし、<b>かつ</b>、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の<b>省エネルギー効果の高い機能</b>があること。</p> <p>イ．<b>基準値2</b>は、固有エネルギー消費効率が表1 - 2に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p>

- ▶ 判断の基準 は、投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の省エネに係る判断の基準
- ▶ 「**基準値1**」は「**基準値2**」（従前の判断の基準）の固有エネルギー消費効率の**1.2倍の基準値**、又は「**基準値2**」を満たすとともに、省エネルギー効果の高い機能（配慮事項）を有する照明器具のいずれか

## LED照明器具に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
LED照明器具	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア．固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。</li><li>イ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</li></ul> <p>LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>～ 略</p>

## LED照明器具に係る基準値1及び基準値2

LED照明器具の固有エネルギー消費効率に係る基準値1及び基準値2

光源色	相関色温度	固有エネルギー消費効率	
		基準値2 (表1-2)	基準値1 (表1-1)
昼光色	5,700 ~ 7,100K	120lm/W以上	144lm/W以上
昼白色	4,600 ~ 5,500K		
白色	3,800 ~ 4,500K		
温白色	3,250 ~ 3,800K	85lm/W以上	102lm/W以上
電球色	2,600 ~ 3,250K		

注1：投光器及び防犯灯を除くLED照明器具

注2：高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものは、固有エネルギー消費効率が基準値2で130lm/W以上、基準値1で156lm/W以上

## 政策課題への対応

### 基本方針の改定への反映

- a. 重点戦略品目による気候変動対策への寄与
- b. 印刷機能等提供業務（役務）の新規追加
- c. 食堂・小売業務・会議運営（役務）に係る判断の基準等の見直し

### その他の判断の基準等の見直し品目

## ■ 印刷機能等提供業務の対象

- ▶ 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む（備考3）。
- ▶ 「印刷機能提供等業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう（備考4）。
  - 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
  - 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
  - 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務
    - ▶ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務を含むこと。ただし、業務内容が保守業務のみの場合は対象とならない
    - ▶ 業務内容に印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給業務が含まれ、それらの物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと

従前の個別の物品の購入から保守を含めた役務としての調達への移行

## 印刷機能等提供業務に係る判断の基準等（1/4）

品 目	判断の基準等
印刷機能等提供業務	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア．コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</li><li>イ．プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</li><li>ウ．ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</li><li>エ．スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</li><li>オ．デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</li><li>カ．契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</li></ul> <p>カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p>



## 印刷機能等提供業務に係る判断の基準等（2/4）

- 備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。
- 2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「5 - 6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。
- 3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、同時に受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。  
ア．印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務  
イ．印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務  
ウ．印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務
- 5 判断の基準 力は、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。

## 印刷機能等提供業務に係る判断の基準等（3/4）

品 目	判断の基準等
印刷機能等提供業務	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア．コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ．環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p>

- 備考) 6 判断の基準 ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。
- 7 判断の基準 アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。
- 8 判断の基準 イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。

## 印刷機能等提供業務に係る判断の基準等（4/4）

品 目	判断の基準等
印刷機能等提供業務	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 9 配慮事項 は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。

10 調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

## 政策課題への対応

### 基本方針の改定への反映

- a. 重点戦略品目による気候変動対策への寄与
- b. 印刷機能等提供業務（役務）の新規追加
- c. 食堂・小売業務・会議運営（役務）に係る判断の基準等の見直し

### その他の判断の基準等の見直し品目

## ■ 食堂の運営に当たっての多様な環境負荷の低減

➤ 食品廃棄物・食品ロスの削減、ワンウェイの容器等のリデュース、エネルギーや水の使用量の削減、食材の輸送効率化等

### ○ 食品廃棄物・食品ロスの削減

#### ■ SDGsのターゲット12.3の達成（食品ロス）への寄与

- ▶ 食品廃棄物の削減、有効利用（再使用、廃棄物の減容化・減量化及び再生利用）、発生抑制・再生利用等のための計画策定・目標達成
- ▶ 食品ロスの削減（飲食物の量の調整・持ち帰り対応、普及啓発等）

### ○ ワンウェイの容器等の使用削減

- ▶ 繰り返し使用できる食器の使用
- ▶ 食堂内におけるワンウェイのプラスチック容器等の原則不使用

### ○ 食堂の運営に伴う電力、ガス等のエネルギーや水の使用量削減

- ▶ 厨房・給湯設備、空調・照明設備等におけるエネルギー使用量、水使用量の把握及び省エネルギー・節水の推進

12 つくる責任  
つかう責任



## つくる責任つかう責任（ターゲット12.3）

- ・2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

## 食堂に係る判断の基準等（1/5）

品 目	判断の基準等
食堂	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</li> <li>繰り返し利用できる食器が使われていること。</li> </ul> </li> </ul>

備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

- ➡ 判断の基準 及び は、従前から設定されている判断の基準
- ➡ 備考1は、会議等において提供される飲物等を庁舎内又は敷地内の食堂等から調達する場合も、本項の判断の基準を準用する旨明記（判断の基準 ~ を満たすこと）

## 食堂に係る判断の基準等（2/5）

品 目	判断の基準等
食堂	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。 食堂内における飲食物の提供に当たっては、<b>ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しない</b>こと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための<b>計画の策定、目標の設定</b>が行われていること。 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、<b>食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下</b>であること。 食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める<b>基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</b>すること。</li></ul>

## 食堂に係る判断の基準等（3/5）

- 備考) 2 判断の基準 及び の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。
- 3 判断の基準 及び の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 4 判断の基準 については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。



## 食堂に係る判断の基準等（4/5）

品目	判断の基準等
食堂	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>提供する<u>飲食物の量を調整可能</u>とすること又は消費者に求められた場合に<u>持ち帰り用容器を提供</u>すること等により、<u>食べ残し等の食品ロスの削減</u>が図られていること。</li> <li>食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう<u>食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等</u>が行われていること。</li> <li>食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、<u>省エネルギー・節水のための措置</u>を講じていること。</li> </ul> </li> </ul>

- 備考) 5 判断の基準 に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 6 判断の基準 については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。

## 食堂に係る判断の基準等（5/5）

品 目	判断の基準等
食堂	<p>【配慮事項】</p> <p>生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p> <p>生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p> <p>食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</p> <p>食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</p> <p>再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</p> <p>食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p>

備考) 7 配慮事項 の「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

# 【参考】ワンウェイのプラスチック製品及び容器等

○ ワンウェイのプラスチック製品及び容器等の不使用について、対象となる場所及び品物は下記のとおり。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合には本基準は適用しない。代替可能か否かは、発注者と受注者において協議の上判断する。

場 所	対象/対象外
食堂内	対象
食堂外（店舗）	対象外
食堂外（庁舎内移動販売）	対象外

品 物	対象/対象外
弁当、調理食品（麺類等）	対象
コーヒー用のミルク、ふりかけ、ドレッシング等を小容器、小袋で提供	対象
納豆、もずく等を容器のまま提供	対象
飲料、デザート等の既製品を容器のまま提供	対象
ストロー、スプーン、フォークを有償又は無償で提供	対象

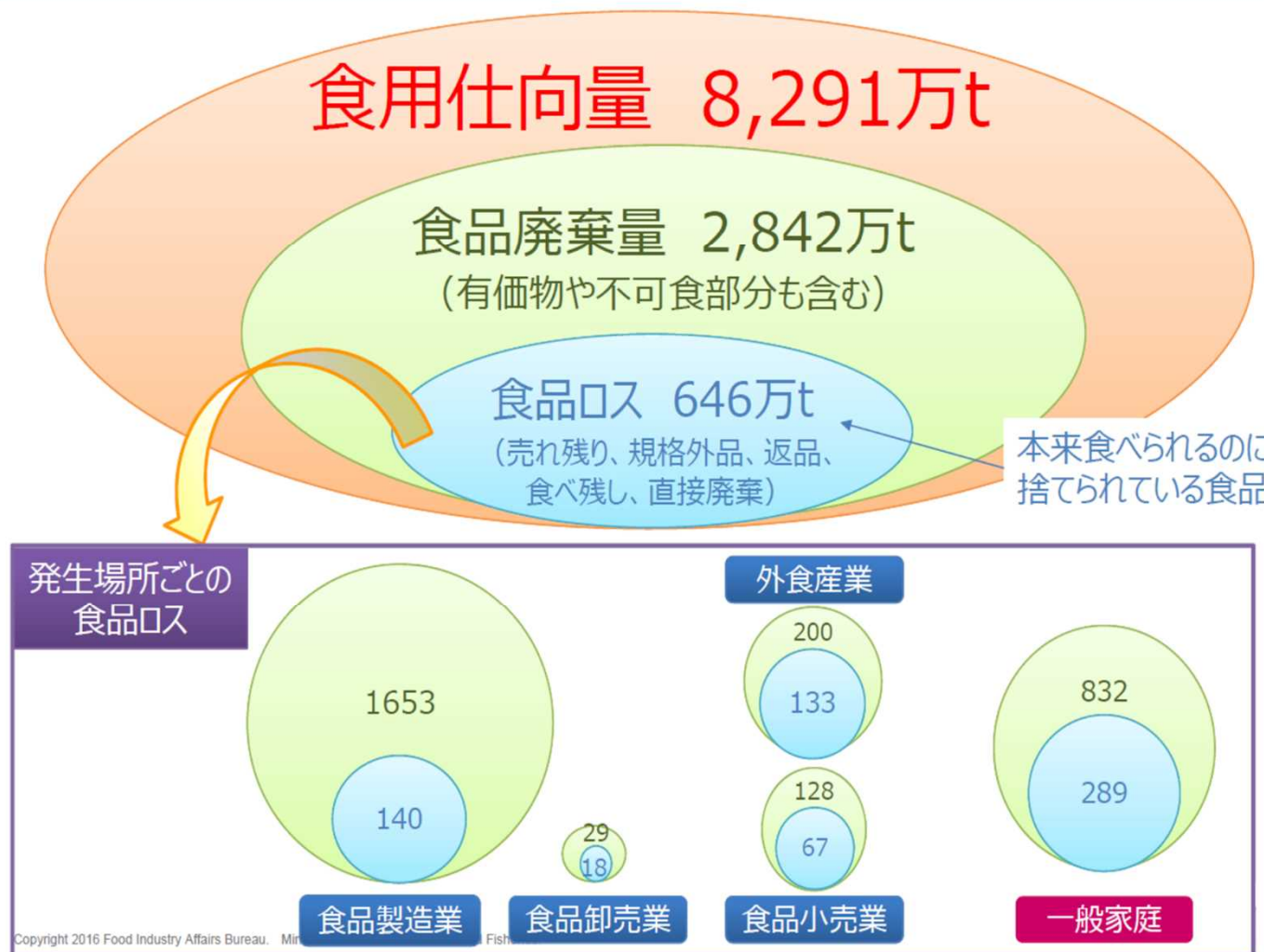
  

事 例	対象/対象外
食堂外で製造した弁当、デザート、飲料等を食堂内で販売する行為	対象
食堂内で製造した弁当を店頭や庁舎内移動販売により提供する行為	対象外

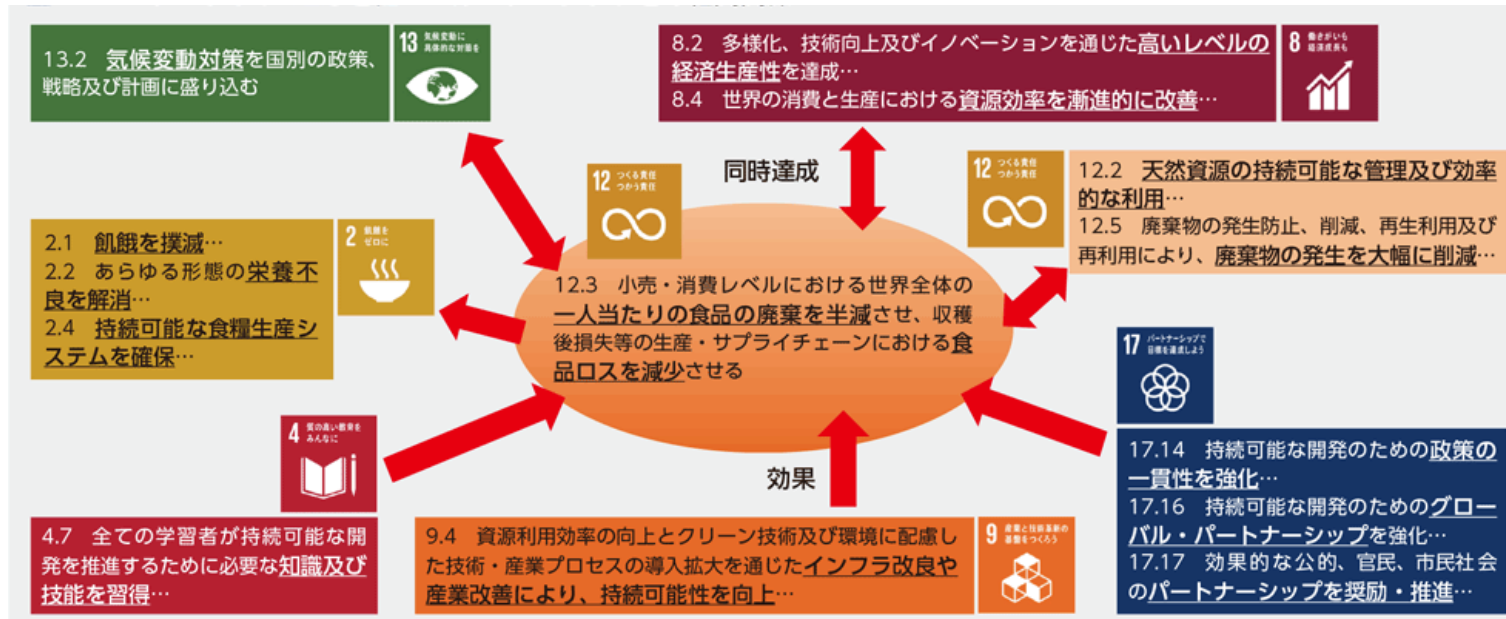
# 【参考】食品廃棄物等の発生量について

## ○ 食品廃棄物等の発生量（平成27年度推計）

農林水産省  
食料産業局



# 【参考】SDGsのターゲット12.3と他の相関関係



資料：平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



SDGsのロゴは  
国際連合広報センターより

## ■ 庁舎内で営業を行う小売業務における環境負荷の低減

- ▶ 容器包装の削減、食品廃棄物・食品ロスの削減、食品の調達における原材料の持続可能性の確保、ワンウェイの製品のリデュース、買物袋の使用削減及びバイオプラスチック化等

### ○ 容器包装の削減等

- ▶ 事業者自らの取組及び消費者に対する取組の実施（買物袋等の有料化、販売時に提供されるワンウェイ製品の使用確認等）
- ▶ 再使用を前提とする容器包装の店舗における返却・回収
- ▶ 飲料を充填して提供する場合のマイボトル・マイカップ対応【配慮事項】

### ○ 食品廃棄物・食品ロスの削減、食品の原材料の持続可能性の確保

#### ■ SDGsのターゲット12.3の達成（食品ロス）への寄与

- ▶ 食品廃棄物の削減、有効利用（再使用、廃棄物の減容化・減量化及び再生利用）、発生抑制・再生利用等のための計画策定・目標達成
- ▶ 食品ロスの削減のための納品期限の緩和等のフードチェーン全体の環境負荷低減の取組への協力【配慮事項】
- ▶ 食品の調達における原材料の持続可能な生産・消費の確保等

### ○ 買物袋のバイオプラスチック化

- ▶ ワンウェイのプラスチック製の買物袋の削減が最優先、（有償・無償を問わず）提供する場合はバイオプラスチックを使用した買物袋に限定

## 小売業務に係る判断の基準等（1/5）

品 目	判断の基準等
庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。 容器包装の過剰な使用を抑制するための<b>独自の取組</b>が行われていること。 消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための<b>独自の取組</b>が行われていること。</li></ul>

- 備考) 1 判断の基準 の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断の基準 の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

## 小売業務に係る判断の基準等（2/5）

品 目	判断の基準等
庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>ア．食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための<u>計画の策定、目標の設定</u>が行われていること。</li><li>イ．食品廃棄物の発生抑制のため、<u>消費者に対する呼びかけ、啓発等</u>が行われていること。</li><li>ウ．食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、<u>持続可能性に関する調達方針等が公表</u>されていること。</li><li>エ．食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、<u>食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下</u>であること。</li><li>オ．食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める<u>基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</u>すること。</li></ul></li></ul></li></ul>



## 小売業務に係る判断の基準等（3/5）

- 備考) 3 判断の基準 及び配慮事項 の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。
- 4 判断の基準 の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 5 判断の基準 ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。
- 6 判断の基準 エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

## 小売業務に係る判断の基準等（4/5）

品目	判断の基準等
庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、<b>再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能</b>であること。 ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、<b>提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチック</b>であつて環境負荷低減効果が確認されたものが<b>10%以上使用</b>されていること。</li></ul>

- 備考) 7 判断の基準 は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能ないように回収箱の設置等を行うことをいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 判断の基準 及び配慮事項 の「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。

## 小売業務に係る判断の基準等（5/5）

品 目	判断の基準等
庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【配慮事項】</p> <p>店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>店舗において飲料を充填して提供する場合は、<u>マイカップ・マイボトルに対応可能</u>であること。</p> <p>ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、<u>提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が確認されたものが<u>25%以上使用</u>されていること。</p> <p>食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、<u>フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力</u>していること。</p>

## ■ 委託契約等に会議運営を含む業務における環境負荷の低減

- ▶ 紙資料、印刷物等の削減及び紙類に係る判断の基準への適合、不要な紙資料等リサイクル、会議参加者への環境配慮の奨励、飲料提供時のワンウェイのプラスチック製品・容器包装の禁止及びリユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収等

### ○ 紙資料等のリデュース、リサイクル等

- ▶ 紙資料等の配布に当たっての適正部数の印刷、両面印刷による紙の使用削減及び特定調達品目に該当する場合の判断の基準への適合
- ▶ 紙資料、印刷物等の残部のうち、不要なもののリサイクル
- ▶ ノートパソコン、タブレット等の利用による紙資源の削減、ペーパーレス化【配慮事項】

### ○ 会議参加者への環境配慮の奨励

- ▶ 公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズ、筆記具等の持参等

### ○ 飲食提供時のワンウェイのプラスチック製品・容器包装の使用削減

- ▶ 飲料を提供する場合のワンウェイのプラスチック製品・容器包装の使用禁止、リユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収の実施
- ▶ 食事を提供する場合のワンウェイのプラスチック製品・容器包装の使用禁止【配慮事項】

## 会議運営に係る判断の基準等（1/3）

品 目	判断の基準等
会議運営	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</li></ul>

- ➡ 会議の運営を含む委託契約等の業務が対象
- ➡ 判断の基準 及び は、従前から設定されている判断の基準

## 会議運営に係る判断の基準等（2/3）

品 目	判断の基準等
会議運営	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li><u>紙の資料及び印刷物等</u>の残部のうち、不要なものについては<u>リサイクルを行う</u>こと。</li><li><u>会議参加者</u>に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の<u>取組の奨励</u>を行うこと。<ul style="list-style-type: none"><li>ア．公共交通機関の利用</li><li>イ．クールビス及びウォームビス</li><li>ウ．筆記具等の持参</li></ul></li><li><u>飲料を提供する</u>場合は、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>ア．<u>ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない</u>こと。</li><li>イ．<u>繰り返し利用可能な容器等を使用</u>すること又は<u>容器包装の返却・回収</u>が行われること。</li></ul></li></ul></li></ul>

## 会議運営に係る判断の基準等（3/3）

品目	判断の基準等
会議運営	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>会議に供する物品については、可能な限り<b>既存の物品を使用</b>すること。 また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、<b>当該品目に係る判断の基準を満たす</b>こと。</p> <p>ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより<b>紙資源の削減</b>を行っていること。</p> <p>自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、<b>低燃費・低公害車</b>が使用されていること。また、<b>エコドライブ</b>に努めていること。</p> <p>食事を提供する場合は、<b>ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない</b>こと。</p> <p>資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。

（参考） ふんわりアクセル『eスタート』 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転  
減速時は早めにアクセルを離そう エアコンの使用は適切に ムダなアイドリングはやめよう  
渋滞を避け、余裕をもって出発しよう タイヤの空気圧から始める点検・整備 不要な荷物はおろそう  
走行の妨げとなる駐車はやめよう 自分の燃費を把握しよう

## 政策課題への対応

## 基本方針の改定への反映

- a. 重点戦略品目による気候変動対策への寄与
- b. 印刷機能等提供業務（役務）の新規追加
- c. 食堂・小売業務・会議運営（役務）に係る判断の基準等の見直し

## その他の判断の基準等の見直し品目



## コピー機等に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
<p>コピー機等</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>&lt; 共通事項 &gt;</p> <p>及び 略</p> <p>少なくとも<u>部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用</u>されていること。</p> <p>略</p> <p>&lt; 個別事項 &gt; 略</p> <p>【配慮事項】</p> <p>~ 略</p> <p>少なくとも<u>25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用</u>されていること。</p> <p>~ 略</p>



## 製品本体重量に係る判断の基準の強化等

### 【判断の基準】

製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと

➡ 光束（明るさ）に応じた製品本体重量の基準を設定

### 備考3 製品本体重量の算定式

重量の基準の算定式（kg）

製品本体重量の基準 = 0.0012 × × ×

: 有効光束（lm）

: 超短焦点プロジェクタの場合は1.5、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0

: 固体光源の場合は2.0、それ以外の場合は1.0

## 消費電力に係る判断の基準の強化

### 【判断の基準】

消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと

➡ 光束（明るさ）に応じた消費電力の基準を設定

### 備考4 消費電力の算定式

#### 消費電力の算定式（W）

$$\text{消費電力の基準} = 0.070 \times \quad \times \quad \times \quad + 85$$

- : 有効光束（lm）
- : 超短焦点プロジェクタの場合は1.2、短焦点プロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0
- : 固体光源の場合は1.5、それ以外の場合は1.0

## 待機時消費電力に係る判断の基準の強化等

### 【判断の基準】

待機時消費電力が**0.4W**以下であること（ネットワーク待機時は適用外）

➡ 従前の**0.5W**から**0.4W**に強化

（備考・その他）

● 2020年度までは経過措置を設定し**0.5W**以下でも可（備考14）

### 【配慮事項】

光源ランプには可能な限り固体光源が使用されていること

➡ 光源ランプには水銀を使用しない**LED**や**レーザー**等の固体光源を推奨

（備考・その他）

● 「固体光源」とは発光ダイオード（**LED**）、半導体レーザー（**LD**）等の光放射をする固体デバイス（備考2）

## エネルギー消費効率に係る経過措置の一部延長

### 【判断の基準】

エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率198%以上）

（備考・その他）

- 判断の基準 について受信機型サイズが39V型以下のものは2019年度1年間は経過措置とし、この期間は多段階評価基準の3つ星（エネルギー基準達成率149%以上）でも可（備考7）

➡ 受信機型サイズが39V型以下のものについて2019年度も引き続き経過措置を延長

多段階評価	省エネルギー基準達成率
	246%以上
	198%以上246%未満
	149%以上198%未満
	100%以上149%未満
	100%未満

基準を満足

## 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の性能評価方法の変更

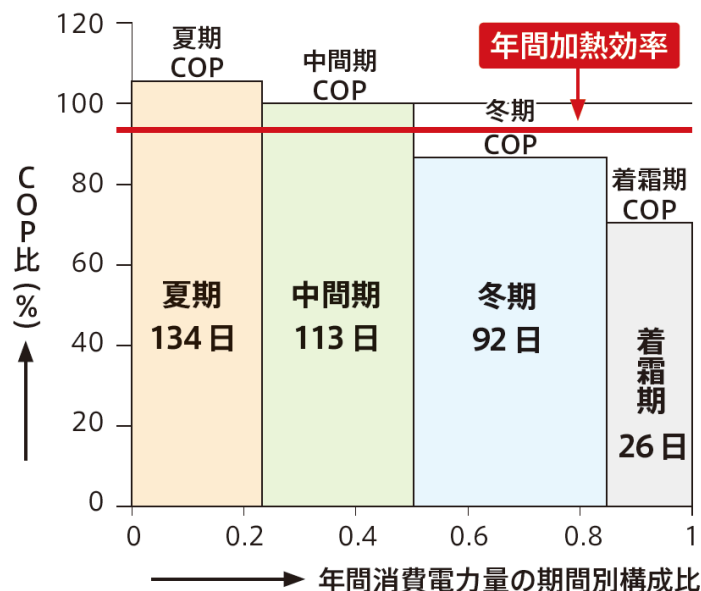
### 【判断の基準】

業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率が**3.20**以上

➡ 性能評価方法を従前の成績係数から**年間加熱効率**に変更

(備考・その他)

● 年間加熱効率 = 年間加熱量 / 年間消費電力量 (備考2)



**成績係数 (COP) とは**  
定められた条件での消費電力  
1kW 当たりの給湯能力

**年間加熱効率とは**  
年間に一定量の湯を使用する  
ものとして運転した場合の消費  
電力量1kWh当たりの加熱量

## 経過措置の終了

### 【判断の基準】

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

### (備考・その他)

- 判断の基準 のバイオベース合成ポリマー含有率の適用について設定していた経過措置を終了



備考12を削除

## 空気集熱式集熱器の追加等

### 【判断の基準】

次のいずれかを満たすこと

ア．液体集熱式集熱器は集熱量が $8,372\text{kJ}(\text{m}^2 \cdot \text{日})$ 以上

イ．**空気集熱式集熱器**は集熱量が $6,279\text{kJ}(\text{m}^2 \cdot \text{日})$ 以上

### (備考・その他)

- 集熱量は**JIS A 4112:2011**に準拠して算定するとともに、当該JIS規格に規定する「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは判断の基準 を満たす（備考5）



## 園路広場工事における対象範囲の拡大

### < 園路広場工事における対象範囲 >

■ 従前は「**都市公園**」における園路広場工事を対象



■ 自然公園を含む「**公園**」が対象

（備考・その他）

● 「木材・プラスチック再生複合材製品」の対象（備考1）

➡ 建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるもの

## JIS規格の改正に伴う見直し

### 【判断の基準】

冷房の**成績係数**が**表 1** に示された区分の数値以上

冷房の**期間成績係数**が**表 2** に示された区分の数値以上

（備考・その他）

- 冷凍能力が105kW以上の吸収冷温水機が対象（木質ペレットを燃料とする機器は対象外）（備考1）
- 成績係数及び期間成績係数の算出方法はJIS B 8622による（備考2）

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が352kW未満	1.20

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が352kW以上	1.45

## 品目名称の変更、洗浄水量に係る基準の強化等

### < 品目名称の変更 >

- 「洋風便器」から「**大便器**」に変更

### 【判断の基準】

- 洗浄水量が**6.5L/回以下**であること

#### （備考・その他）

- 高座面形及び和風便器は対象外（備考2）
- 導入に当たっては排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮（備考3）

## UVインキの基準の取扱変更、デジタル校正の推奨

### 【判断の基準】

#### < 個別事項 >

#### オフセット印刷

ア．植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキを使用

#### (備考・その他)

- 各種UVインキはVOC成分の含有が極めて少ないため、判断の基準<個別事項> アの基準に適合とみなす(備考7)
- 調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC排出抑制に努めること(備考13)

## オフセット印刷工程におけるVOC排出抑制対策等

オフセット印刷の印刷工程におけるVOCの発生抑制に係る基準

項 目	基 準
VOCの発生抑制	<p>次のいずれかの対策を講じていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水なし印刷システムを導入していること</li> <li>○ 湿し水循環システムを導入していること</li> <li>○ VOC対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること</li> <li>○ 自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること</li> <li>○ VOC対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること</li> <li>○ 廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること</li> </ul> <p>輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること</p>

上記の「VOCの発生抑制」における環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資器材認定制度」において認定されたエッチ水（湿し水）及び洗浄剤を参考

## 経過措置の終了

### 【判断の基準】

- 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと

(備考・その他)

- 判断の基準のフロン類の不使用の適用について設定していた1年間の経過措置を終了



備考3を削除

## 持続可能な原料の使用

### 【判断の基準】

洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。  
ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること

➡ 従前の配慮事項から格上げ

(備考・その他)

- 「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合(備考1)

## 飲料容器の回収箱の設置、分別回収・リサイクル

### 【判断の基準】

飲料容器の回収箱の設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること

➡ 従前の配慮事項から格上げ

(備考・その他)

- 設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置(備考9)



# WARM BIZ (ウォームビズ)



あったまる工事を、  
みんなにシェア!すべし。

あったまる  
あった丸



特に冷えやすい首まわりや  
足もとをあたためよう



煮込み料理などを食べて  
体をあたためよう



暖房時の室温は  
20°C(目安)

「賢い選択」で冬を快適に。

# WARM BIZ

2018年11月1日～2019年3月31日



ブラインドなどの活用で、  
太陽のあたたかさを取り入れよう



根菜や香辛料など、  
体をあたためる食材をとりよう



動きやすくあたたかい  
室内着を活用しよう

WARM BIZ (ウォームビズ)とは、寒い季節でも暖房に頼り過ぎないで快適に過ごそうという取組。寒い時は一枚多く着る、温かいものを飲むなど、ちょっとした工夫で、20°C(目安)の室内で快適に過ごすことができます。地球温暖化対策のため、暖房時のエネルギー使用量とCO<sub>2</sub>発生量を削減して、地球に、みんなに、やさしい冬にしましょう。

詳しくはWEBで [ウォームビズ](#) [検索](#)



WARM BIZ

日本は、2030年に向けて、  
温室効果ガス排出量を26%削減(2013年度比)  
する目標を掲げています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、  
低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルなど、  
温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」を  
していこうという取組です。

クールチョイス [検索](#)



「賢い選択」